



中津市監査委員告示第 12 号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年11月20日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 木ノ下 素 信

措置状況報告書

監査の名称：令和7年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 中津祇園保存協議会</p> <p>[補助金等名] 観光イベント支援補助金</p> <p>[所管部局・課] 産業経済部観光課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>(1) 領収書、振込受付書の控えの両方が無い支出が多数見受けられる。(8件1,778,175円分) 請求書だけでは確実な支出の根拠にはならないため、支払先に領収書の発行を求めるか、振込であれば振込受付書の控えを保管するよう会計事務を改められたい。</p> <p>(2) 決算報告書に計上されている各科目の金額に誤りや不明な金額が見受けられる。提出書類を作成する時は、記載誤りは無いか、経費の計上漏れは無いかな等を確認し正確な収支を報告するよう留意されたい。</p> <p>II. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>(1) 提出された実績報告書には、支出の証憑書類として請求書の写真が添付されているが、これは確実な支払いを示す書類ではない。 今後は交付要綱第11条にあるように、領収書の写し又は請求書に振込受付書の控えを添付したものを提出するよう団体宛に指導されたい。</p> <p>(2) 決算報告書の金額に誤りや不明な支出が多数見受けられる。書類が提出された場合は添付書類に不足はないか、記載事項に誤りはないか確認してから受理するよう注意されたい。 決算報告書等は複数で確認するなどチェック体制を強化されたい。</p>	<p>補助対象経費に係る振込受付書の控えを誤って廃棄してしまったため、債権者からの請求情報を提出していたところです。 今後は適切な書類管理に努めるとともに、確実な支出を示す情報も添えて実績報告書を提出するように改めます。</p> <p>年度末の協議会の決算整理の前に、仮決算の状態の実績報告を行っております。今後は仮決算の状態であっても、実績報告書の記載内容は最終決算に近い状態で提出できるよう努めます。合わせて、計上科目についても、より適切な内容での計上に努めます。</p> <p>今回指摘を受けたことを課員全員で共有するとともに、当該団体に対して指導を行いました。また、実績報告書の提出に際しても、交付要綱に基づいた適切な形での証拠書類の提出を求めるなど指導して参ります。</p> <p>今回指摘を受けたことを課員全員で共有しました。今後は決算報告書等の提出時の確認体制を整え、受理前に必要な修正依頼などを行うとともに、確認に際しては複数でのチェックを徹底します。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和7年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 大分県農業協同組合、下郷農業協同組合</p> <p>[補助金等名] 農業協同組合営農振興対策事業補助金</p> <p>[所管部局・課] 産業経済部農政課</p> <p>I. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>(1) 複数の補助金交付団体が存在する場合には、補助対象団体等の財務状況を踏まえ、団体間で公平性が保たれるよう補助金の配分割合について検討されたい。また財務状況に余裕があるなど補助金を縮小しても自立して運営できる場合には補助金の公益上の必要性についても検討をされたい。</p> <p>(2) 補助金交付要綱で認められた8項目の幅広い補助対象事業があるにもかかわらず、JAフェアなど一部の事業に補助事業の経費の大半が計上されており、補助金を有効活用しきれていないように思われる。先端技術を活用したスマート農業技術の導入など補助対象事業の拡充と有効活用について補助事業者と検討協議されたい。</p> <p>(3) JAフェア模擬店の販売収益など補助事業の実施に伴い直接得られる収益があるにもかかわらず補助対象経費から控除されていなかった。補助金交付要綱に収益相当額を補助対象経費から控除する旨の明文の規定はなくとも収益相当分を補助対象経費から控除しなければ、補助金の交付に公益上の必要性があるとは認められがたい。今後は、収益がわかる書類の提出を求め、これらを対象経費から控除して補助金を算定するよう改められたい。</p>	<p>ご指摘の点を踏まえ、黒字を有する団体と赤字の団体の補助額の配分等について、補助金の公益性等を総合的に判断し、適正な補助金が交付されるよう努めます。</p> <p>ご指摘の点を踏まえ、JAフェアの推進費の経費について及びスマート農業や農業の新技术、消費者との取組など、当補助金の活用について、補助事業者と検討をいたします。</p> <p>ご指摘の点について補助事業者と協議を行いました。 今後は、模擬店・直売所の販売収益がわかる書類を添付し、対象経費から控除して補助金を算定いたします。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和7年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] ツールドやばけい実行委員会・木崎 徹</p> <p>[補助金等名] 中津市中山間地域活性化支援事業補助金</p> <p>[所管部局・課] 企画市民環境部地域振興・広聴課</p> <p>I. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>(1) 実績報告書に支出証憑書類として添付されている書類が、請求書だけのものや請求書に誤った領収日を書き加えたものが散見され、支払のチェックが不十分である。 提出された書類が適切であるか確認し、不備がある場合は修正・再提出を指導されたい。</p> <p>(2) 支払の際、立替払いを行っているものや、口座出金後現金を長期間保管していたと思われるものが多数見受けられた。 団体の資金と個人の資金を混同することは出来ず、現金での保管は事故につながりかねないため、会計事務を改善するよう指導されたい。</p> <p>(3) 収支決算書に不適切な支出科目が散見された。 中津市会計事務マニュアルの支出事務取扱一覧(別冊1)を参照に、適切な会計事務を行うよう指導されたい。</p> <p>(4) 旅費(費用弁償)の補助対象は総務課人事係発行の旅費の手引に準じる経費とされているが、中津市職員の通勤手当に関する規則をもとに作成していた。旅費の手引に則った算定を行うよう指導されたい。 なお、中津市中山間地域活性化支援事業補助金交付要綱には、補助事業者の旅費を補助対象経費から除くとあることから、実行委員会役員の旅費(費用弁償)は補助対象外とするよう指導されたい。</p>	<p>請求書に誤った領収日を記載したものは、請求書の差し替えを行うよう指導し、差し替えを確認しました。 また、請求書だけのものなど、書類の不備につきましても、再発行依頼を指示し、確認をしました。</p> <p>立て替え払いや現金の長期保管を行わないよう指導しました。 休日等に支払いが必要な項目につきましても、資金前途命令を作成し、翌営業日に精算するよう会計事務を改善するよう指導しました。</p> <p>今後は、中津市会計事務マニュアルの支出事務取扱一覧を参照し、適正な支出科目による会計事務に変更するよう指導いたしました。</p> <p>今回のご指摘に基づき、旅費につきましても、旅費の手引きに則り算定するよう指導いたしました。 また、実行委員会役員の旅費については、補助対象外する旨通知しました。</p>	